第一号の五の七様式（第一条の三十一関係）

国際二酸化炭素放出抑制船舶証書書換申請書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名　　㊞

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第１条の31第１項の規定により、次のとおり申請します。

船　　名			船舶番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名				
証書の番号				
書換えを受けようとする事項	新			
	旧			
備　　考				

（注）　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
２　証書の記載事項の変更が臨時的なものである場合は、その旨及びその期間を備考欄に記載すること。
３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の六様式から第四号様式まで、第七号様式、第八号様式及び第十号様式中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」に改める。

第十一号の三様式中「新造船／現存船
New/existing ship」を

「新造船／現存船
New/existing ship
第11規則３が適用される船舶の種類
Type of ship for the application of regulation 11.3
新造旅客船／現存旅客船
New/existing passenger ship
旅客船以外の船舶
Ship ther than a passenger ship」

に、「ふん尿等浄化装置が決議ＭＥＰＣ．２(Ⅴ)で規定されている排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。
The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC.2 (Ⅴ).」を

「ふん尿等浄化装置が決議ＭＥＰＣ．２(Ⅴ)で規定されている排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。
The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC.2 (Ⅴ).
ふん尿等浄化装置が決議ＭＥＰＣ．159(55)で規定されている排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。
The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC. 159 (55).
ふん尿等浄化装置が決議ＭＥＰＣ．227(64)で規定されている排水基準に適合していることが主官庁により証明されている。
The sewage treatment plant is certified by the Administration to meet the effluent standards as provided for in resolution MEPC. 227 (64).」

に改める。

第十三号様式から第十五号様式まで、第十七号様式及び第十九号様式中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正）

第五条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第十九条の二十六第二項」を「第十九条の三十五の四第二項」に改める。

（海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則の一部改正）

第六条　海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条、第五条第二項第二号、第六条第一項、第八条第一項、第九条第一号及び第十一条第二項第一号中「第十九条の二十六第二項」を「第十九条の三十五の四第二項」に改める。

（船員法施行規則の一部改正）

第七条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第十号中「二」を「いずれか」に改め、同項第十七号中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）」を「海防法」に、「第十一条の十第一項の表第一号及び第二号」を「第十一条の十の表第一号上欄」に、「同条第二項第一号イ」を「同号下欄」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　国際航海に従事する船舶においてその他の理由による例外的な船舶発生廃棄物（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。次号において「海防法」という。）第十条の三第二項に規定する船舶発生廃棄物をいう。）の排出を行つたとき（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の二の四十三に規定する場合を除く。）。